

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ダイアボンドDE1319L
製品コード	E10060
整理番号	553
供給者の会社名称	ノガワケミカル株式会社
住所	103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
担当部門	品質保証部
電話番号	03-3662-8991
FAX番号	03-3666-1505
緊急連絡電話番号	ノガワケミカル(株)川口工場 048-265-1967
推奨用途	接着剤

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分4
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A
	皮膚感作性 区分1
	発がん性 区分2
	特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（血液系）
	誤えん有害性 区分に該当しない
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性） 区分1 水生環境有害性 長期（慢性） 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

警告

H227 可燃性液体

H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H319 強い眼刺激

H351 発がんのおそれの疑い

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ

H410 長期継続的影响によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

応急措置

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。(P308+P313)
 気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。(P314)
 特別な処置が必要である。(P321)
 皮膚刺激又は発疹(疹)が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。(P333+P313)
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
 漏出物を回収すること。(P391)
 換気の良い場所で保管すること。(P403)
 施錠して保管すること。(P405)

保管

廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報**化学物質・混合物の区別**

混合物

化学名又は一般名

変性エポキシ樹脂系接着剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
ビスフェノールA型エポキシ樹脂樹脂	15%～25%	-	(7)-1279, (7)-1283	公表	25068-38-6
その他のエポキシ樹脂	15%～25%	-	登録有り	登録有り	登録有り
脂肪族(C12-14)グリシジルエーテル	5%未満	C ₁₇ H ₃₄ O	(2)-2426	既存	68609-97-2
無機充填剤	40%～50%	-	登録有り	登録有り	登録有り
潜在性硬化剤	1%～10%	-	登録有り	登録有り	登録有り
3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	5%未満	C ₉ H ₁₀ Cl ₂ N ₂ O	(3)-2194	既存	330-54-1

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(法令指定番号:249)(5%未満)

**化学物質排出把握管理促進法(PRT法)
(令和5年3月31日まで)**

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)(法令指定番号:169)(2.8%)

**化学物質排出把握管理促進法(PRT法)
(令和5年4月1日以後)**

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)(管理番号:169)(2.8%)

4. 応急措置**吸入した場合**

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。

眼に入った場合	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	多量の水又は牛乳を飲ませて吐き出させる。但し、無理に吐かせようとしてはならない。患者に意識がない時は何も与えてはならないし、吐かせようとしてもいけない。いずれの場合も、直ちに医師の手当てを受けること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	体質・体調によりかぶれることがある。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	特になし
医師に対する特別な注意事項	液状のエポキシ樹脂としての処置が必要である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	粉末・二酸化炭素・泡・乾燥砂
使ってはならない消火剤	水。
火災時の特有の危険有害性	当該製品は分子中に炭素を含有しているため、燃焼ガスには一酸化炭素等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際に煙を吸入しないよう注意する。
特有の消火方法	水を消火に用いてはならない。適切な保護具を着用して風上から消火する。周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。耐熱性保護衣を着用するほか、不浸透性手袋・有機溶剤ガス用防毒マスク等の保護具を着用して風上から消火する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には、必ず不浸透性手袋を着用する。
環境に対する注意事項	河川等へ排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。大量の流出には、盛り土などで囲って流出を防止する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸着させて回収する。付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。
二次災害の防止策	付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

消防法、労働安全衛生法等の法令に定めることに従う。	
取扱い	火気厳禁
技術的対策	換気の良いところで取り扱う。容器はその都度密栓する。周囲で、火気の使用を禁止する。
安全取扱注意事項	密閉された場所における作業には、充分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業する。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保管	
安全な保管条件	直射日光を避け、容器を密閉し5～10℃で保管する。通風を良くし、蒸気が滞留しないようにする。使用後は密栓して貯蔵する。
安全な容器包装材料	最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(A C G I H)
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	未設定	未設定	未設定
アルキル(C12-14)グリシン	未設定	未設定	未設定

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ジルエーテル 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	未設定	未設定	TWA 10 mg/m ³ , STEL -

設備対策

蒸気を吸入しないように、局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適正に行うことが望ましい。

保護具**呼吸用保護具**

有機ガス用防毒マスク

手の保護具

ゴム手袋

眼、顔面の保護具

側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具

長袖の作業衣、安全靴

9. 物理的及び化学的性質**物理状態**

液体

形状

液体

色

淡白色

臭い

微臭

融点／凝固点

0°C以下

沸点又は初留点及び沸点範囲

150°C以上

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限界／

データなし

可燃限界

>70°C

引火点

>300°C

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

データなし

動粘性率

データなし

溶解度

メタノールに溶解。

n-オクタノール／水分配係数

データなし

蒸気圧

データなし

密度及び／又は相対密度

約1.34 g/cm³(20°C)

相対ガス密度

データなし

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性**反応性**

情報なし

化学的安定性

通常の取扱い条件においては安定

危険有害反応可能性

加熱、アルカリ性物質との接触により重合を開始し、発熱する。

避けるべき条件

火気、高温等

混触危険物質

アミン類、アルカリ性物質

危険有害な分解生成物

燃焼により一酸化炭素等の有毒ガスが発生する。

11. 有害性情報**急性毒性****経口**

分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が70%以上のため、分類できないとした。

経皮

分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が70%以上のため、分類できないとした。

吸入

気体：GHS定義による気体ではない。

蒸気：分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が80%以上のため、分類できないとした。

ミスト：データ不足の為、分類できないとした。

皮膚腐食性／刺激性

区分2の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性／眼 刺激性	眼区分2Aの成分合計が濃度限界(10%)以上ため、区分2Aとした。
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	ビスフェノールA型エポキシ樹脂が $\geq 1\%$ のため、区分1とした。
生殖細胞変異原性	分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が70%以上ため、分類できないとした。
発がん性	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素が $\geq 1\%$ ため、区分2とした。
生殖毒性	分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が70%以上ため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分が90%以上ため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素が $\geq 1\%$ ため、区分2(血液系)とした。
誤えん有害性	動粘性係数が20.5mm ² /s(40°C)以上の為、区分に該当しないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）	区分1×毒性乗率が濃度限界(25%)以上ため、区分1とした。
水生環境有害性 長期（慢性）	区分1×毒性乗率が濃度限界(25%)以上ため、区分1とした。
生態毒性	EC50(48h) 1.7mg/L 甲殻類(オオジンコ) (ビスフェノールA型エポキシ樹脂) ErC50(72h) 0.025mg/L 藻類(ムレヒカズキモ) (3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素)
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	3082
Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (contains bisphenol A type epoxy resin)
Class	9
Packing Group	III
Marine Pollutant	Applicable
Liquid Substance	Not applicable
Transported in Bulk	
According to MARPOL	
73/78, Annex II, the IBC	
Code	
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	3082
Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (contains bisphenol A type epoxy resin)
Class	9

Packing Group	III
国内規制	
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3082
品名	環境有害物質（液体）（ビスフェノールA型エポキシ樹脂を含むもの）
国連分類	9
容器等級	III
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	3082
品名	環境有害物質（液体）（ビスフェノールA型エポキシ樹脂を含むもの）
国連分類	9
等級	III
特別の安全対策	容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。火気厳禁。その他、消防法等の法令に定めるところに従う。
緊急時応急措置指針番号	171

15. 適用法令

労働安全衛生法	変異原性が認められた既存化学物質（法第57条の5、労働基準局長通達） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） ・3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素（法令指定番号：249）（5%未満）
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） P R T R 法）（令和5年3月3 1日まで）	・3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素（別名ジウロン又はDCMU）（法令指定番号：169）（2.8%）
化学物質排出把握管理促進法（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） P R T R 法）（令和5年4月1 日以降）	・3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素（別名ジウロン又はDCMU）（管理番号：169）（2.8%）
化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
消防法	第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	有害性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	その他の有害物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）

16. その他的情報

参考文献	NITE GHS分類結果データベース（製品評価技術基盤機構） 原材料の安全データシート（原材料メーカー）
その他	①危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取り扱いには充分注意してください。 ②この安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の

取り扱いを対象としたものです。

③本製品は、この安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱って下さい。

④ここに記載された内容は、現時点での入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。